

独立行政法人福祉医療機構の中期目標・中期計画改正案の概要

改正理由

行政刷新会議の事業仕分け結果（平成21年11月）を踏まえ、長寿・子育て・障害者基金を国庫へ返納し、新たに社会福祉振興助成費補助金を創設し、当該補助金を独立行政法人福祉医療機構に交付して事業を実施するため改正する。

主な改正点

- ①<<財源の変更>>
「基金の運用益」から、「国からの補助金」への改正に伴い基金の運用に関する事項を削除
- ②<<自助支援・生活支援等の地域活動への助成>>
NPO法人、非営利の任意団体が行う事業の採択率を80%以上とする
- ③<<団体間における連携等の強化>>
助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする
- ④<<助成事業利用者の満足度の向上>>
助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする
- ⑤<<相談・助言>>
助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう適切な情報提供、助言等の働きかけに努める

助成事業の制度見直し（平成22年4月から）

区分	社会福祉振興助成事業		長寿・子育て・障害者基金事業
助成財源	国庫補助金	←	基金 (約2800億円) の運用益
管理費	運営費交付金		
助成テーマ設定	国	←	機構 (国と協議)
助成事業	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行う事業	←	NPO法人や非営利任意団体等が行う、草の根的で独創的・先駆的な活動等の支援を行う事業
助成対象事業者	変更なし	←	○社会福祉法人 ○一般社団・財団法人 ○特定非営利活動法人等